

県立広島大学学生の旧姓及び通称名使用の取扱い等に関する要領

令和7年1月22日

大学要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、県立広島大学（以下「本学」という。）に在籍する学生の旧姓及び通称名（以下「通称名等」という。）の使用並びに卒業又は退学後の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(通称名等の申請及び使用ができる学生)

第2条 通称名等の使用を申請できる学生は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部学生
- (2) 専攻科生
- (3) 大学院生
- (4) 科目等履修生
- (5) 研究生
- (6) 聴講生

(通称名等が使用できる場合)

第3条 通称名等が使用できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 婚姻等により戸籍上の姓を変更した学生が旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
- (3) 戸籍に記載された氏名を変更していない学生が、自認する性との不一致を理由として通称名を使用する場合
- (4) その他戸籍、住民票又はパスポート（以下「戸籍等」という。）上の氏名を使用することが困難であると学長が認める場合

(通称名等が使用できる文書等)

第4条 通称名等が使用できる文書、証書等（以下「文書等」という。）は、次条に定める文書等以外の文書等とする。

(通称名等が使用できない文書等)

第5条 通称名等が使用できない文書等は、次の各号に掲げる文書等とする。

- (1) 法令等の定めにより戸籍等上の氏名を使用することとされる文書等
- (2) 学外との手続等において戸籍等上の氏名の使用が適当とされる文書等
- (3) その他通称名等の使用を行うことが困難であると学長が判断する文書等

(通称名等の使用願出)

第6条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用願（様式第1号）を学長に提出し、願い出るものとする。

2 前項の願出を行う場合において、願出の理由が次の各号に掲げる区分に該当する場合、当該各号の区分に応じ、当該各号に掲げる確認書類を添付するものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 戸籍抄本
- (2) 第3条第2号に該当する場合 住民票の写し

3 学長は、通称名等の使用を許可した場合は、通称名等使用許可書（様式第2号）により、当該学生に通知するものとする。

4 学長は、願出の内容に虚偽があった場合は、許可を取り消すことができる。

(通称名等の使用中止)

第7条 通称名等の使用を許可された学生が、通称名等の使用を中止する場合は、通称名等  
使用中止届出書(様式第3号)により、学長に届け出るものとする。

(記録)

第8条 前2条の規定により通称名等の使用を許可した場合、中止の届出があった場合  
又は許可を取り消した場合は、その旨を教学システムに登録し記録するものとする。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第9条 通称名等の使用を許可された学生の学位記の氏名欄には、通称名等を記載する。た  
だし、当該学生が学位記に記載する氏名を、次の各号に掲げるいずれかの表記とすること  
を希望する場合は、学位記における氏名表記申出書(様式第4号)を学長に提出し、申し出  
るものとする。

(1) 戸籍上の氏名のみの表記

(2) 戸籍上の氏名と通称名等の併記

(卒業又は退学後の取扱い)

第10条 卒業又は退学(以下「卒業等」という。)の際に通称名等の使用を許可していた  
学生に係る文書等の氏名については、卒業等後も在籍時と同様に取り扱うことができる  
ものとする。

2 卒業等後に戸籍上の氏名又は性別を変更した者が、変更後の戸籍上の氏名又は性別を  
文書に記載することを希望する場合で、学長が適当であると認めたときは、変更後の戸籍  
上の氏名又は性別を記載することができるものとする。

3 前項の場合における申請様式は任意とし、戸籍抄本を添付させるものとする。

(通称名等を使用していることの証明)

第11条 通称名等の使用を許可している学生から通称名等を使用していることの証明に  
関する申出があった場合は、学生の通称名等の使用について(様式第5号)を交付するも  
のとする。この場合において、学生からの申出は口頭でよいものとする。

2 通称名等と戸籍等の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己の責任におい  
て行うものとする。

(庶務)

第12条 学生の通称名等の使用の取扱い等に関する事務は、各事務部教学課において処  
理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、学生の通称名等の使用の取扱い等に関し必要な事  
項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

## 通称名等使用願

年 月 日

県立広島大学長様

学籍番号

氏名

次のとおり、旧姓又は通称名を使用したいので、許可してください。

1 使用を開始する日 年 月 日

2 使用する旧姓又は通称名

ふりがな 氏名	
ローマ字	

3 戸籍等の氏名

ふりがな 氏名	
ローマ字	

4 理由

--

（注）

- 1 通称名等使用が許可された場合は、各種文書（学生名簿、証明書、学生証等）は、原則として上記の2の氏名を用いる。
- 2 通称名等と戸籍等の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとする。

通 称 名 等 使 用 許 可 書

年 月 日

様

県立広島大学長

年 月 日付けで願い出のあった通称名等使用について、次のとおり許可したので通知します。

1 許可日 年 月 日

2 使用する旧姓又は通称名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

3 戸籍等の氏名

ふりがな 氏 名	
ローマ字	

(注意事項)

- 1 通称名等使用が許可された場合は、各種文書（学生名簿、証明書、学生証等）は、原則として上記の2の氏名を用いる。
- 2 通称名等と戸籍等の氏名との同一性の証明については、当該学生の自己責任によるものとする。

様式第3号（第7条関係）

## 通称名等使用中止届出書

年 月 日

県立広島大学長様

学籍番号

氏名

次のとおり、許可されていた旧姓又は通称名の使用を中止したいので、届け出ます。

1 使用を中止する日 年 月 日

2 使用を中止する旧姓又は通称名

ふりがな 氏名	
ローマ字	

3 戸籍等の氏名

ふりがな 氏名	
ローマ字	

様式第4号（第9条関係）

## 学位記における氏名表記申出書

年 月 日

県立広島大学長様

学籍番号

氏名

学位記における氏名に関する表記については、下記のとおり記載（戸籍上の氏名のみを記載又は戸籍上の氏名と通称名等を併記）していただきたいので、申し出ます。

記

	(氏)	(名)
ふりがな		
学位記における氏名に関する表記		
ローマ字		

※併記する場合は、旧姓又は通称名を括弧書きで記入すること。

例：山田（田中）太郎、山田 太郎（八郎）、山田 太郎（田中 八郎）

## 学生の通称名等の使用について

本学では、学生からの申出により、学内の氏名表記について、下記のとおり戸籍上の氏名ではなく、通称名等を使用することを認めております。

記

ふりがな  
戸籍上の氏名

ふりがな  
使用している氏名（通称名等）

使用開始日                      年    月    日

以 上

年    月    日

県立広島大学長